平成２６年（フ）第２１２７号
大阪市天王寺区玉造本町12番１号　仙野ビル301号
破産者　白川　裕子（旧姓松本）
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７５６号
大阪府東大阪市稲葉２丁目２番24号
破産者　白瀬　浩史
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８４４号
大阪市浪速区恵美須西１丁目５番３号　小沢マンション203号
破産者　杵屋こと　岡島　立美
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０２６号
大阪市阿倍野区天王寺町北１丁目８番31号
破産者　魚見　爲朗
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０３４号
大阪市鶴見区横堤２丁目21番２―104号
破産者　東堤　玲子
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９４０号
大阪府八尾市安中町１丁目４番６―103号、前住所大阪府八尾市安中町４丁目３番26号
破産者　ノムラクリーニング山賀ＦＣこと　小佐見里志
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９４１号
大阪府八尾市安中町１丁目４番６―103号、前住所大阪府八尾市安中町４丁目３番26号
破産者　ノムラクリーニング桜ケ丘ＦＣこと　小佐見千佳子
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
堺市堺区香ヶ丘町３―２―６、開始時の住所大阪府和泉市内田町４丁目10番７号
破産者　河本　国雄
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３６１号
堺市北区金岡町325番地１　府営金岡南住宅２棟803号
破産者　佐藤ミサ子
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５３４号
大阪府羽曳野市南恵我之荘６丁目12番３号
破産者　坂井　　至
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２５２号
福岡県久留米市国分町1675番地１　サンビレッジ久留米Ａ棟101号、前住所福岡県久留米市高良内町4469番地５
破産者　江口　　浩
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２７１号
北九州市小倉南区葛原１丁目７番15―901号
破産者　熊谷敬太郎
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２０３号
佐賀県佐賀市神園１丁目１番２号　シティメイト神園13号室、申立時の住所佐賀県佐賀市新生町４番13号　東側
破産者　在永　幸徳
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８２号
茨城県牛久市さくら台３丁目47番地１　マイシティライフ102、前住所茨城県牛久市栄町４丁目165番地
破産者　奥　　晃
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第８７号
茨城県龍ケ崎市城ノ内４丁目16番地16
破産者　油川　大三
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
栃木県小山市大字南半田2016番地６
破産者　佐藤　正子
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１４９号
新潟県長岡市荻野２丁目６番25号　三城荘３号室
破産者　広井　　温（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
長野県茅野市豊平3146番地１
破産者　小林　勝彦
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部